

令和5年度 公益財団法人埼玉県消防協会事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

事業名	計画の概要
1 公益目的事業 (1) 消防操法大会事業 ①第25回全国女性消防操法大会(東京都 10/21土)	・女性消防隊の消防技術向上と士気高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的とした全国女性消防操法大会に、埼玉県代表として推薦出場する。
(2) 表彰事業 ①第75回(公財)埼玉県消防協会定例表彰式(クレアこうのす 10/30月) (埼玉県自治体消防75周年記念式典と同時開催) ②在職中死亡した消防団員(特例表彰) ③第76回日本消防協会定例表彰(表彰式/東新橋ニッショーホール: 3/8金) ④第51回埼玉県地方自治功労賞(埼玉新聞社主催:消防部門)	・地域住民を守る消防団、消防団員に対する功労等について表彰するとともに、活動を支える家族、及び地域における防火思想の普及啓発や、火災予防に対する取組みに功績のある一般民間人並びに事業所等を表彰し、消防防災思想の普及徹底を図る。 ・日本消防協会定例表彰及び埼玉県地方自治功労賞へ推薦する。
(3) 慰霊祭事業 ①埼玉県消防協会消防殉職殉難者慰霊祭(慰霊碑前:11/20月又は11/27月) ②第42回全国消防殉職者慰霊祭(ニッショーホール: 9/14木)	・地域住民の安全のため、消防活動中に殉職した消防職団員、及び消防協力者の御霊に対し追悼の意を表し、御遺族参列のもと式典を挙げる。
(4) 研修事業 ①消防団員基礎教育(5回) ②消防団員幹部教育[初級・指揮幹部科(現場指揮課程・分団指揮課程)] ③消防団長等幹部研修会(2/月上旬) ④消防団員幹部研修会(8/) ⑤住宅用火災警報器設置推進研修(9/中土) ⑥女性消防団員研修(10/中土) ⑦日本消防協会研修 ア 第50回消防団幹部特別研修(1/中旬～4日間) イ 第23回消防団幹部候補中央研修(男性の部: 2/月上旬～3日間) (女性の部: 2/中旬～3日間) ⑧第28回全国女性消防団員活性化石川大会への参加(11/16木)	・消防組織法による消防学校教育訓練基準により、消防学校と連携し、入団3年以内の新入消防団員を対象とした基礎教育研修及び幹部を対象とした研修を実施する。 ・消防団長及び消防団員として知識拡大に繋がる研修会を実施する。 ・住宅用火災警報器設置推進のための団員研修を実施する。 ・女性消防団員に対して研修を実施する。 ・日本消防協会主催の消防団幹部特別研修に県内消防団幹部を派遣 また、消防団幹部候補中央特別研修に県内の比較的若い男女団員を派遣する。 ・全国大会に参加することにより、全国各地の女性消防団員の活動を学び、県内女性消防団員の資質の向上、活性化に資する。
(5) 普及啓発・活性化事業等 ①火災予防啓発活動 防火啓発用ポスターの配布(秋・春季火災予防運動週間) ②防災講演会の開催(3回) (第1ブロック内・第3ブロック内・第4ブロック内) ③消防団員確保・活性化事業の推進(例: 11/1女性消防団員の日)	・火災予防週間に際し、各支部を通じて県内各所に防火ポスターを配布する。 ・一般県民を対象に講演会を開催し、身近に役立つ防災知識等の普及啓発を図るとともに、地域における消防団活動の周知を図る。 ・県民に対して、消防団活動等や消防団のPRを行い、消防団員の増員を図るとともに、広く防災情報を提供する。
2 収益事業等 (1) 福利厚生事業 ①殉職した消防職団員に対する弔慰 ②育英支援金等の給付 ③消防団員等福祉共済 ④消防団員健康増進事業 ⑤消防個人年金等事業	・職務上死亡、または罹災した消防職団員及び消防協力者に対する弔慰金、見舞金の給付及び殉職消防職団員の子に対する、育英支援金の給付等を行う。 ・日本消防協会による消防職団員を対象とした福祉共済等の加入給付手続きを行い、本人及びその家族の生活を守り公務による事故の防止に資するため、加入者の福祉増進を図るほか、健康器具の配布等、健康増進事業及び消防個人年金等への加入促進を行う。
3 会議 (1) 正副会長会議(年間随時) (2) 監事監査(5/10水) (3) 理事会(定時: 5/16火・臨時: 3/ 他) (4) 評議員会(定時: 5/31水・臨時: 3/ 他) (5) 支部及び団事務担当者会議(8/) (6) 表彰審査委員会(9/) (7) 消防関係会議 ①日本消防協会役員会議(6/22木・3/7木) ②日本消防協会都道府県事務局長会議(2/28水) ③関東甲信地区消防協会会議(開催: 山梨県 6/8木～9金) ④関東甲信地区消防協会実務担当者会議(7月上旬) ⑤関東甲信地区消防協会事務局長会議(開催: 栃木県 12/7木～8金)	・協会運営にかかる全般事項について、幹部役員で審議する。 ・決算及び事業執行にかかる監査を行う。 ・予算、決算、事業計画等協会運営に関する審議事項を議決する。 ・協会運営に関する審議事項を議決する。 ・支部及び団事務担当者への事業内容、各種申請等の説明を行う。 ・県協会及び日本消防協会定例表彰等にかかる上申について審査する。 ・県消防操法大会に関する各種会議を開催する。 ・日本消防協会理事会及び評議員会への出席。 ・日本消防協会全国事務局長会議への出席。 ・関東甲信地区消防協会会議への出席。 ・関東甲信地区消防協会実務担当者会議(日消主催)への出席。 ・関東甲信地区消防協会事務局長会議への出席。
4 関係機関への協力 (1) 埼玉県消防長会 (2) 全日本消防人共済会 (3) コミュニティづくり県民運動推進協議会 (4) 埼玉県交通安全対策協議会 (5) 埼玉県教育委員会学校安全総合支援事業	・埼玉県消防長会事業の推進について協力する。 ・全日本消防人共済会事業の推進について協力する。 ・県のコミュニティづくり県民運動の推進について協力する。 ・県の交通安全対策の推進について協力する。 ・県学校安全総合支援事業に協力する。